

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月5日（水）午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （19人）

農業委員 （8名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 岩永 八大

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田武次郎

農地利用最適化推進委員 （11名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕久留美

松本 広喜

#### 4. 議事日程

- 議案第5号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請審議について  
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人  
農地係長 杉本 久美子  
主 事 石崎 志朗

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただ今から第2回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、1番の澤山委員と2番の辻委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、</p> <p>議案第5号が2件、議案第6号が3件、議案第7号が1件、議案第8号が2件、議案第9号が1件となっています。</p> <p>それでは議案第5号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	はい。報告します。内容については、事務局が説明されたとおりでございます。調査日は7月30日で、池田推進委員さんと、貸人の方本人と、借人の

	<p>お母さんに同席していただいて、現地の 3 筆について確認をいたしたところ であります。解約内容についても議案のとおり間違いないことを双方の意思 確認ができております。解約後についてですが、借り手はまだ決まっていな いとのこととです。</p>
池田推進 委員	<p>借人の方の家族も高齢であり、この際、耕作をやめたいという事になった そうです。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第 5 号 1 番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
川崎委員	<p>5 年の契約で 1 年早く解約ということですが、問題はないのですか。</p>
辻委員	<p>貸人の方に、問題ありませんかという事で聞いて、問題ないという事で意 思確認はできております。</p>
議長	<p>議案第 5 号 1 番について、ほかにご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、1 番は、原案どおり認められました。 続きまして、議案第 5 号 2 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び榊原推進委 員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>7 月 3 0 日に借人の方と榊原推進委員と一緒に現地確認を行ったところ あります。貸人の方については電話にて確認を行いました。議案のとおり借 人の経営規模縮小の理由にて解約で間違いないとの事でした。次に借りたい 旨の申し出もあっているようで、現在調整中との事です。</p>
榊原推進 委員	<p>辻委員さんの報告のとおりです。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第5号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された岩永農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
岩永委員	<p>ここは皆さんご存知のとおり立地条件が良いところです。譲受人に電話で確認したところ、譲渡人の申し出もあり購入し、そこで野菜を作りたいとの事です。きちんと耕作していくよう指導しています。</p>
木村推進委員	<p>私は現地確認に行きました。田んぼとして管理してある状態でした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第6号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第6号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>

議長	<p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>8月3日に私と推進委員さん、譲渡人と譲受人の4名で現地に集合しまして確認を行いました。譲受人の方は、隣接地でデイサービスを経営されていて、今回の申請地では家庭菜園を以前からされていました。家庭菜園の下の方は傾斜が少しくつくなっている状態です。</p>
松本推進委員	<p>9年くらい前から、譲受人の奥さんが家庭菜園の下の方も草掃いなど毎年きれいに管理されていますので問題ないかと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第6号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第6号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>8月3日に譲渡人の方のお宅にお邪魔してお話を伺いました。申請地は玉ねぎを作ってたみたいですが、譲渡人の住所地からは遠方でなかなか耕作が困難となっている状態だとのこと。譲受人と会ったときにその農地の話をしたら、譲受人の方から売ってくださいとの話になったようです。しかし、今回の大雨で申請地の一部に土砂崩れが発生していて、それについては譲渡人が工事をするそうです。譲受人は3月にもお茶を植えるように計画</p>

	<p>されているようです。</p>
池田推進委員	<p>土砂崩れの件については、譲渡人が災害の申請をしてみるが、今のところ工事で少し赤字になっても申請地を処分したいとの事です。譲渡人の方は、子どもさんたちの希望もあり土地をとにかく処分していきたいようです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第6号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
川崎委員	<p>復旧について揉めたりすることはないのでしょうか。</p>
池田推進委員	<p>崩れたところは申請地の端の方になりますので、工事をしながら、お茶を植えることも可能だと思います。</p>
事務局	<p>譲受人にもこのまま申請するか確認しましたが、譲受人は今年度中には名義を変更したいと思っておりますし、譲渡人にも確認しています。</p>
議長	<p>それでは議案第6号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、議案第7号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び木村推進員から調査報告をお願いします。</p>

岩永委員	<p>はい。現地を確認したところ、隣接地の畑も荒廃していて、植林されても影響はないと思われます。また、同意も取れています。申請人はお孫さんが後継ぎとして、いらっしゃいますけど苺を作られていますので、この申請地についてはなかなか畑としての活用が難しい状況です。後々少しでも役に立つよう、申請人が元気なうちに植林をして椎茸の原木にでも使えればという事です。</p>
木村推進委員	<p>岩永委員さんのおっしゃったとおりで問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。  それでは議案第7号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。  続きまして、議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。  それでは、議案第8号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、町役場から概ね300m以内にある市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、調査された水田農業委員と中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>8月2日に中島推進委員さんと行政書士さんと現地で確認を行いました。皆さんよくご存知の場所だと思いますが、年に1～2回草掃いをされているみたいで、野暮にはなっておりません。譲受人は以前から国道沿いの土地を探されていたみたいです。理由としては、仕事上クレーンを走らせる際に、踏切を毎回通らなければならず、その踏切が盛り上がった形状になっている</p>

	<p>のでいつも神経を使って通行されていたようです。申請地は隣接する農地等もなく、特に問題ないと思います。</p>
中島推進委員	<p>非常に立地条件がいい場所で、今まで困っておられた譲受人の方も喜んでおられました。周りも宅地等で転用しても影響はないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。  それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。続きまして、議案第8号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)  申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p>
築推進委員	<p>7月31日に秀島会長と譲受人の方と現地で確認をしました。小さい道でするので、大型車などが入って路肩が崩れた場合などは必ず補修をしてもらうよう会長とお願いしました。</p>
議長	<p>同じく7月31日に譲渡人の方とお話ししましたが、譲渡人の方は譲受人にお任せしますとの事でしたので、譲受人の方とお会いしました。隣接地にも太陽光が建っております。そちらは排水で水が一箇所に集まってしまっている状況なので、今回の工事ではそうならないようお願いをしました。また、築推進委員さんが言われたとおり、路肩の件もしっかり修復してもらうよう強く要望しました。譲受人もそのように致しますという事で了承を得て</p>

	<p>います。</p> <p>それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします</p>
岩永委員	<p>借り手の方は、元の耕作者のお父さんとなります。もうすぐ息子さんの貸借の期限が切れますが、返してしまうと貸し手の方は農業をされていないので、農地が荒れてしまう可能性があるのもそのまま借りて作っていききたいとの事です。</p>
池田推進委員	<p>貸し手の方とお話をしましたが、荒れないようにしていただければ良いという事です。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第2回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>
----	--

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和2年 8月 5日

会 長 秀 島 克 博  
議事録署名者 澤 山 直 人  
議事録署名者 辻 和 久